

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下「協議会」という。)から付託される新市の事務所の位置、建設の是非、事務所の事務の方式等に関する事項について、調査又は審議を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規約第7条第1項第1号に規定する委員のうち4市町の助役
- (2) 規約第7条第1項第2号に規定する委員
- (3) 規約第7条第1項第4号に規定する委員のうち協議会の会長が指名する4市町それぞれ1名の委員

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。

6 会議の傍聴については、「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第8条 第5条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。